

**度会町介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)**

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

度会町内の事業所が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該他市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、度会町外の事業所が度会町の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、度会町の基準等により、度会町のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1 訪問型サービス（独自）サービスコード表 （サービス種類コードA2）

度会町総合事業第1号事業の指定を受けた事業所が使用します。

通所型サービス

2 通所型サービス（独自）サービスコード表 （サービス種類コードA6）

度会町総合事業第1号事業の指定を受けた事業所が使用します。

介護予防ケアマネジメント

3 介護予防ケアマネジメント サービスコード表 （サービス種類コードAF）

（注意）予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、
「介護予防支援サービスコード」を使用します。